

前橋テルサ展示コーナー利用対象要領（案）

前橋テルサ展示コーナー（1階・4階）利用対象は以下に定めるものとする。

- 1 前橋市中心商店街協同組合主催の物産販売・展示並びにその他イベント催し。
[加盟商店街]
前橋中央通り商店街振興組合、弁天通り商店街振興組合、立川町大通商店街振興組合、前橋銀座一丁目商店街振興組合、前橋銀座商交会、オリオン通り商店街振興組合、千代田通り振興会、馬場川通り親交会、豎町商交会
- 2 前橋市中心市街地活性化に寄与すると認めた催し。
- 3 前橋市役所主催の催し。
- 4 営利目的でない個人の写真・絵画及び作品展等の催し。
- 5 マスメディア機関主催の催し。
- 6 一般財団法人前橋市まちづくり公社主催の催し。
- 7 その他、一般財団法人前橋市まちづくり公社が認めた催し。

【付記】

上記記載の団体等主催の催しであっても、前橋テルサ館内の景観や来館者に迷惑と認めた催しについては利用を認めない及び制限する場合があります。